

奈良県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十五号

奈良県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県立都市公園条例施行規則（昭和三十五年三月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「二、五四〇円」を「二、五八〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七三〇円」に、「二、五九〇円」を「二、六三〇円」に、「一、八一〇円」を「一、八四〇円」に、「一、六九〇円」を「一、七二〇円」に、「二、〇九〇円」を「二、一二〇円」に、「二、一一〇円」を「二、一四〇円」に、「二、二四〇円」を「二、二八〇円」に、「二、二五〇円」を「二、二九〇円」に改める。

別表第四の二の表中「一二六、六〇〇円」を「一二八、九四〇円」に改め、同表の三の表中「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に改め、同表の四の表中「八〇〇円」を「八一〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十

一号）第八条の規定により使用の承認を受けている者の当該使用の承認に係る設備等の使用及びその使用料の額については、なお従前の例による。